

紀美野町第3回定例会会議録

平成26年9月19日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成26年9月19日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第 99号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について)
- 第 2 議案第102号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 3 議案第101号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 4 議案第100号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第103号 紀美野町認定こども園条例の制定について
- 第 6 議案第104号 紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第105号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第106号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更について
- 第 9 議案第107号 指定管理者の指定について（紀美野町雨山水辺公園）
- 第10 議案第108号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第11 議案第109号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第110号 平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第111号 平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 陳情第 3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について
- 第15 発議第 5号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）について

第 1 6	議員の派遣について
第 1 7	閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
第 1 8	閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
第 1 9	閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
第 2 0	閉会中の継続審査の申し出について（決算審査特別委員会）

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 0 まで

○議員定数 1 4 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
1 1 番	上 柏 皖 亮 君
1 2 番	美 野 勝 男 君
1 3 番	美 濃 良 和 君
1 4 番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

1 0 番 松 尾 紘 紀 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 坂 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	中 村 公 彦 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
地籍調査課長	尾 花 延 弥 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） それでは、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第99号 専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について）

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第99号、専決処分の承認を求めることについて、（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について）、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 35ページで第5款、4項、山村振興費、第1目、山村振興総務費で、19節、負担金、補助及び交付金となって、雨山の郷プロジェクト補助金1,000万円となっています。これが補正される予算ですけども、何かイメージというかどういふことに使われるのかなっていう、雨山の郷でのどんな事業ができるかとかいうイメージがもうひとつ湧かないんで、少し具体的に説明をしていただければありがたいと思ひまして。以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） ただいまの田代議員の質疑にお答えいたします。

どういった事業かと言われることですけども、この事業につきましては、平成26年度過疎地域等自立活性化推進交付金となっております。これは100%国の補助金となっております。内容につきましては、真国川生活圏の過疎高齢化まちづくり対策のための雨山の郷プロジェクトが実施することに対して補助をされるものでございます。内容につきましては、案内パンフレット作成事業、耕作放棄地活用事業、それから地域内外交流事業の3点の事業となっております。以上でございます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番 (美濃良和君) 今、田代議員のほうから事業内容について質疑があつて答弁があつたんですが、このまちおこしっていうのがどんどん起こっていくということは大変結構だと思うんです。これは真国から始まってきていたと思うんですが、その目的と経過、それからどの時点までこの事業をやっていくのか。つまり1,000万円なんですよね、1,000万円がなくなった後、町は若干のそういうふうな単独の補助もやっているわけでございますけれども、その目的というのはそういうふうにずっと続けていってもらえるのかどうか。要するにまちおこしを続けていくという内容になっているのかどうか。ちょっと今までのところを見ていますと少しその辺が弱いところがあるように感じるんですけども、その辺のところをちゃんとどのように把握されているのか聞いておきたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) ただいまの美濃議員の質疑にお答えいたします。

目的についてですが、先ほど話をさせていただきましたけれど、真国川の生活圏の過疎高齢化のまちづくり対策のための雨山の郷プロジェクトを実施するということでございます。今後、このことについて続けていかれるのかということですが、この事業につきましては自立活性化推進交付金となっておりますので、この事業につきましては一応単年ということにはなっております。今後地元において続けていただけるものと考えております。以上でございます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 思っているということでございましたので、それでよしとするところなんでしょうけれど、その辺のところはよしというのはどういうところでよしというふうにされているのか、そこのところもう一度よろしくお願いします。

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） ただいまの再質疑にお答えいたします。

この事業につきましては国の事業でございます。一応単年事業ということになっております。

今後続けられるかと言われる質疑ですけれども、このことにつきましては県との協議の中で今後継続されるというような地元の意見を聞いておりますので、そういったことで継続されることと思っております。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 99 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 99 号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第 2 議案第 102 号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（小椋孝一君） 日程第 2、議案第 102 号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3 番（田代哲郎君） それでは質疑を行います。

69ページ、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第1節、利用定員に関する基準ということで、第4条、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員の数を20人以上とするとなっています。これは最低限の利用定員で今と同じものだと思うんですけど、上限は設定しないのかどうか、それが第1点。

それから第7条で、あっせん、調整及び要請に対する協力ということ、これは71ページです。第7条、特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力をしなければならないというふうになっています。ほかの条文にもこのできる限り協力しなければならないという文言がたくさん出てくるんですけど、できる限りということであれば、正当な理由がなくとも拒めるということにならないのかどうか、この点が2つ目です。

それから83ページ、これもどうしてこういう文言が入っているのかちょっと理解できないんで、入っててはいけないということではないんですけど、現状とちょっと違うんじゃないかということで、第42条、第1項に、離島その他の地域であってという文言が入っています。これは紀美野町に適用する条例なんで、離島という表現の文言が入っているのはどういう意味からか御説明を、これは再三ほかのところでも出てくるんで、説明をお願いします。

また72ページに戻しまして、第13条に利用者負担額等の受領というのがあります。第13条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育ということで、括弧がついておりまして特別利用保育及び特別利用教育を含むとなっています。この特別利用保育及び特別利用教育のなせる意味についてお伺いします。以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の質疑にお答えいたします。

69ページの第2章の第4条、特定教育・保育施設とあって、最後にこの数を20人以上とするということでございます。この、以上、上限はないのかという御質疑であったと思います。職員の配置基準は上限がございしますが、ここでは特に上限というのはございません。

続きまして、72ページの第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力、できる限

り協力しなければならないということで、ここでは拒むことができないのかという御質疑だったと思うのですが、市町村がその調整及び要請に対してできるだけ調整に入る、調整というのは、施設の人員とかいろんな要請に対しての施設からの問いかけに対してやはり協力を拒むということはできないかと思いますので、できるだけ協力しなければならないというふうに判断してございます。

続きまして、72ページ、73ページ、第13条、特別利用保育及び特別利用教育の意味は何だというふうにお聞きしたと思います。特別利用保育という文言でございます。第1号認定の子供、法第19条第1項第1号に掲げる3才以上の保育認定の対象とならない子供をいいます。特別利用教育とは、第2号認定の子供、法第19条第1項第2号に掲げる3歳以上の保育認定の対象となる子供をいいます。

続きまして、83ページの離島という意味でございます。各ページに離島というふうな表現がございます。基準省令第6条のただし書きに、離島その他の地域であって連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものとあり、離島を有しない市町村では離島のほかの地域という文言の扱いでございます。ここでいう地域としては、厚生労働大臣が定める特別居宅介護サービス費、これは介護保険の制度でございますが、効力が生じる前にサービスを受けて償還払いを行うという制度でございます、等に支給に係る離島その他の地域の基準に定められている地域をあらわしてございます。そういうふうなイメージで書かれてございます。平成11年厚生省告示第99条には、大臣が定める特例居宅介護サービス費の支給に係る離島その他の地域の基準というものがございす。以上でお答えといたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 職員には上限があるけれども、1学級の幼児数は最低基準だけであって上限はないということは、紀美野町でこういうことは起こらないとは思いますが、待機児童の多い地域というのは紀美野町以外にはあるんですけど、そういう場所では詰め込みにならないのかどうかということ、もちろん紀美野町で今の状況で詰め込みということとか上限が必要だとは思いますが、一応基準なんで、そういうことを考えといたほうがいいんじゃないかと思うんで質疑させていただきました。国の基準では、確か35人以下というようなあれが出ていると聞いたもので、それを質疑させていただきました。そういうことについてはどうなのかをお願いします。

あっせんの問題で、私の理解では、利用を希望する幼児があっせんして保護者があって、この保育所へ入りたいというような場合に町がそれをあっせんして受け入れてほしいという、そういう趣旨でのあっせんということだと思っているんですが、その場合に施設側がちょっと悪いけどその子供さんを受け入れることは困りますという、受け入れかねますという、従来介護保険ではそういうことは時々起こることがあったんで、その事業者がその利用者に対してちょっと扱いかねますというようなこともあったんで、そういうことが起こった場合はどうなるのかという疑問がありますので、その点御答弁をお願いします。

離島という表現には紀美野町に島なんか1カ所もないわけで、多分離島にその他とあるので、離島に匹敵するような不便な地域という意味合いのことだろうというふうにな今の答弁で受けとめたんですけど、そういうことでよろしいのかどうか。

それから特別利用保育と特別利用教育というのは2号認定で3歳以上の幼児でということで、私の認識では特別な保育をする、例えば今よく言われているのが幼稚園のほうで指定されている保育以外に英会話を教えるとかそういうことを、いわゆるオプション教育と言われているものなのかと思ったんで質疑させていただいたんですが、そういうことではないということですね。その点も確認させていただきます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきたいと思います。

69ページ、第4条の20人以上、上限はどういうことでございますが、まずは基準で施設の定員数が決められて認可・許可が県のほうでされることになってございます。定員を上回る場合等々については、ここは一応20人以上ということでございますので、各事業者においては施設に対する定員があるので、その上限を超えるというのは考えられないということでございます。それから職員の配置基準というのが定められたものがございますので、3歳、5歳、その年齢によって基準がございます。

続きまして、72ページの第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力ということで、市町村ができる限り協力せねばならないというふうなことでございます。施設側の問題等々があっせん、利用者の方が直接その施設へ入所申請をいたします。それと同時に市町村のほうでは1号から3号認定を行うわけでございますが、その施設が都合によって入所が難しいよというふうなことが施設側で言われた場合に、市町村が中に入ってど

ういう理由かを調整するという意味かと考えてございます。

続いて、離島という意味でございます。離島という意味を直接とれば我が町には離島がないのでございますが、一応そういうふうな形で離島というのが山間地等々を意味してございます。山間地等にはそういう施設がない場合の表現で書いてございます。

特別利用保育、それから特別利用教育ということでございますが、議員おっしゃっておりでございます。特別利用保育とは1号認定の子供、それから特別利用教育というのは2号認定の子供というふうな意味ということで、法律に書かれてございます。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 第4条の文言ですが、あくまでもこの文言では、調整したけど、いや、やっぱりだめですというようなことがないか。例えば保護者を見て入所を認めるかどうかを決めるというようなことが起こらないかとか、そういうことが気になりますので。7条の部分ではやっぱり正当な理由をなく協力を拒んではならないというような文言に変えることはできないのかどうか、そういう考えがないかどうか再度お伺いします。

それから第4条に戻りまして、上限の基準ですけど、確かに何人から何人までという小規模保育事業所A型、B型、C型とか家庭的保育事業所とかというのはありますので。ただ、認定こども園等にそれはあるのかどうか、事業所によって、例えば保育所型認定こども園であるとか幼保連携型認定こども園であるとかの幼稚園部分のあれはどれだけとかという認定があるのかと。保育関係者の従来からの強い意見としては、3歳児で15人、4歳児で20人、5歳児が25人以下にすべきだという意見が保育関係者の間では従来から、保育所並びに幼稚園の上限基準というのは言われているんですが、そういうふうな上限を、国の基準ではそういうふうにはなっていないと思うんですが、上限を設定する考えはないのかどうか。

それから再度お伺いしますが、特別利用保育及び特別利用教育というのはオプション教育ではないということだと思っておりますけども、それはそれでそのとおりなんかどうかだけ確認させてください。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

第4条、第7条の文言を変えられないんかという御質疑だったと思うのですが、法ど

おりの条例というふうな形を考えてございますので、このままお願いしたいと考えてございます。

それから第4条の施設の定員でございます。クラスの定員というのは、特に施設全体の利用定員というのはございますが、その上限は定めてないということで、各保育所の教室、保育体制などの運営により決定していく形でございます。

ちなみにゼロ歳児では3人に1人の職員、それから1歳、2歳では6人に1人、3歳では20人に1人、4歳、5歳では30人に1人という決まりがございます。この決まりというのは破ることはできないのですが、クラスの定員については特段定めはございません。が、たくさんの人数を1クラスにするというのは考えてございません。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 3つこれから提案されていく条例とともに関連してきていると思うんですが、差し当たって現行の保育所の運営等とそれから新しく変わっていくという条例案、これをもとにトータルな話ですけども、運営していく場合の問題点はどうか、基本的に、あえてこういうふうな方向に持っていかなければうちの保育事業として問題があるのかどうか、その辺のところはどうか、まず聞きたいと思うんです。

それから22条、先ほど田代議員の定員の問題で質疑がなされておりましたけれども、その中で22条の利用定員の遵守っちゅうのがありますよね。22条、それで利用定員の遵守、それから次に提案される家庭的保育事業等の設備等のそれぞれ関係してくるとするならば、その遵守というのは一定の基準があるというふうになってくるんじゃないかと思うんです。この辺のところの関係はどういうふうに見たらいいのか、お聞かせいただきたいと思います。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃議員の御質疑にお答えしたいと思います。

現行の保育事業と今回の認定こども園の関係でございますが、問題はどこにあるのか

ということでございます。現行の保育事業につきましては、まずは保育に欠ける子供でなければ預かれないという1つの大きな問題がございます。今回のこども園の関係でございしますが、幼稚園部門と保育部門が統合された1つのこども園でございしますので、幼稚園につきましては保育に欠けなくても利用できるということでございますので、後でもこども園の条例のほうで出てきますが、紀美野町としては保育に欠けない子供でも利用できるというふうな大きなメリットがあると考えてございます。

それから定員の遵守、76ページ、第22条の定員の遵守ということで、ここに定員に遵守というのがあるので、何人以上何人までということはないのかという御質疑だったと思うのですが、この施設には定員がございます。その定員を上回るということは法律上だめだというふうなことで、第22条を規定させていただいてございます。以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 難癖をつけるんではございませんけれども、保育に欠ける子でなくても保育事業以外の幼稚園的なところもやっていけると、そういうふうな内容の答弁だったと思いますが、紀美野町も残念ながら子供が減ってきている関係で、全て望む子は受け入れるということで、いろんな内容的には置いといて、望む子は全て受け入れて保育をやってきたと、そういう点でそこだけであるならば何ら新しくこども園とかそういうところの方向に行かなくても十分にできていると、そういう中身ではないかというふうに思います。

あと、定員の遵守の問題ですけれども、施設の大きさのみでございしますか。次に質疑していく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、そこで見ていった場合に、先生がどんだけというふうなところがありますよね。そここのところの関係、1人の先生が1つの部屋を見ていくという点で考えた場合の、そういうものではなくて部屋の大きさと。ですから部屋が大きければ子供の数が、うちの場合はすごく大き過ぎてどうということはないかと思えますけれども、一定の基準というものはやっぱりあるんじゃないかというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 美濃議員の再質疑にお答えいたしたいと思えます。

認定こども園と現在の保育所の関係で、無理にこども園をつくらなくてもよいのでは

ないかというふうな御質疑だったと思います。この点につきましては、現在子ども・子育て支援事業計画というものが策定中でございます。この中で支援事業計画に伴うニーズ調査というものも行いました。この内容につきましては609人の児童の家庭で384世帯の方の御意見等をお聞きしたということでございます。この中で保育所などを利用していない理由は何ですかというふうな問いかけがございまして、この中で、利用したいがあきがないというのが2名、この2名の方の内訳を見てみると、やはり保育に欠けていないというふうなことがございました。それから経済的理由が2名というふうな形でございます。ただ、回収率が約66%しか出てきてございませぬので、果たして保育に欠けない子が何人いるかということでございますが、やはり2名以上の保育に欠けない子供が現在紀美野町にいらっしゃることで、この子供らがこども園をつくった場合に申請すれば入所が可能になるということでございますので、やはり紀美野町に幼稚園があれば別なんです、幼稚園がございませぬので認定こども園の必要性はあると考えてございます。

それから施設の大きさでございしますが、あくまでもその施設でございしますが、保母の人数、職員の基準というのが、先ほど田代議員の質疑にもあったとおりゼロ歳で何人かというふうな形がございまして。その施設の規模、大きさ、それから後で出てきますが、小規模保育事業の中には保母が何人以上とかという縛りがございまして。この施設の関連で定員というのが定められてくるんですが、今回のこの議案第102号関連につきましては一応小規模ではございませぬ。大規模でもないんですが小規模以上の保育所というふうな考え方でございまして、特にここでは県の認可基準がございまして、施設の大きさによって定員が決められてきます、特に上限はきめられていません。以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） ニーズ調査をされたということであります。ニーズ調査をやらなきゃならんということで全国やっているようなんですけども、今のお答えでは2名の方が保育に欠けないということで入所されておらないと。その2名の方は単にそんだけの理由で申請しなかったのかどうか、そここのところの把握はされているのか。それから2名の方は金銭的理由ですか、そういうふうなところでこれも入所されていないんですか。その方々に対する問題はどうかってくるんか。つまり金銭的な理由であったならば、この条例が制定されることによって緩和されるのか、今のところでは金銭的な

理由では入所できなかったのか、今後はできれば入所できるのか、そのところは大丈夫なんでしょうか。

それから施設の大きさ等で、うちも当然恐らく事業所等が入ってくるということはないと思いますけれども、現在の施設でやっていくということですから保育所に設計されたものと、そういうことで問題はないかというふうに思いますが、今後においてあった場合に、その施設の上限が、あと小規模っていろんなことがあります、定員というものを考えずにいくということは、例えばもう4歳以上やったら30人とかそんなふうなところがありますよね。そういうふうなところを考えてやはり定員というものは気になるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

ニーズ調査の関係で、利用したいがあきがないというふうな形で2名の方がアンケートにお答えをしております。この方の情報は無記名ですので誰ということが判断が難しかったのですが、各保育所の園長等に問い合わせをしたところ、保育に欠けていない方であったというふうな認識を受けてございます。

それから経済的理由で2名の方が今回お答えをしていただいておりますが、町の保育所条例の施行規則の中にもございます。所得に応じて費用が発生するような階層区分になってございますので、収入のほうで生活が困窮している方であれば、他の福祉施策も合わせて何らかのことが手当できるかと思っております、特にこの方の2名というのが誰であるというのが把握できていない状態でございます。

それから今後、施設の定員でございますが、定員というのは、その施設の大きさ等々によって基準があるわけでございます。ちなみに第1保育所であれば150人が定員でございます。これは施設の規模に応じた定員というのが設定されてございます。議案第102号については給付基準でございます、事業者が大きな面積を持った大きな保育所を建設、特に紀美野町では考えにくいんですが、そういう場合にでも定員というのが一つ決められるかと思っております。その定員で中に保育をする保母の人数等々がございまして、これはその一つの決まりがございまして、先ほど田代議員にもお答えしたとおりでございます。紀美野町においては保母の定員以上に加配保母を置いてございます。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時51分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時51分)

○保健福祉課長（宮阪 学君） 訂正をお願いいたします。保母という表現が間違いで、保育士の誤りでございます。訂正しておわびいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第102号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

まず、子ども・子育て新制度というのは介護保険制度をモデルにしています。最大の特徴は、これまでの市町村の責任で保育を提供するという、私たちはそれを現物給付と呼んでいます。いわゆる保育をそのまま幼児に提供するということです。それが現物給付の制度を改め現金給付という形で利用者と事業者の直接契約を起点にする、そういう現金給付の仕組みへの変更です。

これはまだこの町に直接そういうことが起こるかという、今つくろうという認定こども園も保育所型認定こども園になるということもありまして、純粋な保育所であれば今までと、それからほかの保育所でも今までとほぼ保育所としているところは変わらないと思うんですけど、国のほうでだんだんそういう方向へ政策誘導が進むものと私たちは考えております。その第一歩が今度の国が出している基準だというふうに思います。

そうなれば利用者と事業者の直接契約をするもので、市町村が契約に介入することは次第にできなくなります。いわゆる市町村の責任が後退していくと。今はもう全て市町村が責任を持って、保育に欠ける子供というのは全て保育所へ入ってもらうということをやっています。だからこの制度の根幹のところは、保育という事業を市場化に道を開

いてお金もうけの一つの事業にしていくという、そういう懸念があります。でなければ、こういう制度は今のあれでつくる必要がどこにもないわけです。この町にとっても今の保育制度で何ら不都合は起こっていないわけですから。

さらに新制度では、次に出てきますが、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設累計に加えて新たに地域型保育の各種事業に累計が導入されます。たくさんの保育事業がいっぱい出てきます。それで問題なのは、定員の規模が小さいことを理由に保育所などに比べて保育者の資格要件の緩和など。それから国基準に盛り込まれる結果、施設・事業によって保育に格差が持ち込まれることになります。これは新しい制度の特徴です。

ほかにもオプション教育や保育を認めるなどという問題が多く、今の保育制度や幼児教育の制度より非常に悪化します。悪くなります。悪くなることはあってもよくなることは決してないと考え、子ども・子育て新制度に基づいて提案されている、この条例案には反対いたします。以上です。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 102 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第 102 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 101 号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長 (小椋孝一君) 日程第 3、議案第 101 号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番 (田代哲郎君) 質疑をいたします。

この条例は非常に項目が多く長い条例なので、質疑項目もかなり多岐に及びますので、少し質疑も長くなるかと思いますが、お許してください。また、条文とかページ数を示して質疑していきますが、条文と第何条という条例の番号とちょっとずれることがあるかもしれませんけども、そういうことはお許してください。

まず食事の提供の特例ということで、ページは48ページです。第16条に、次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができるとなっています。この第16条の条文全てを削除する考えが、条文とその規定です、1、2と下に規定がついているんですが、それを削除する考えがないか伺います。

次に51ページです。第2章に家庭的保育事業というのがあります。そこに設備の基準というのがあります。第22条の2号、前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル以上であることとなっているとあります。第22条第2号を、前号に掲げる専用の部屋1人当たりの面積は、乳児で5.0平方メートル以上、1、2歳で3.3平方メートル以上とし、乳児の安全確保のために乳児専用の部屋を設けなければならないとする考えがないのかどうか。

同じ条文5号の中に、同一の敷地内にある乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭とあって、その後の括弧内に、付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。という条分があります。この第5号の括弧内の条文を削除する考えがないかどうか。

それから51、52で、職員の基準です。第23条です。第23条で、家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができるとあって、1号で、調理業務の全部を委託する場合、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合となっています。第22条のほうで家庭的事業者は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の各号に掲げる要

件を満たすものとして、町長が適当と認める場所ということでずっとあるわけですけど、失礼しました、23条の2つの条項とただし書きを削って、1号、2号の条文を全て削除する考えはないかということです。

それから23条のほうで、職員というのがあります。家庭的保育者は、町長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有する町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとなっています。2項、家庭的保育者は、町長が行う研修を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとするとして、家庭的保育の担い手は保育士資格者とする考えはないかお伺いします。

それから3項で、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とするとなっています。このただし書きを削除する考えがないかどうか。

それから第3章、53ページです。小規模保育事業があります。第2節が小規模保育事業A型ということで、28条、設備の基準ということになっています。小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとするということで、7号に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであることとして、3階以上の施設を認めます。条文のうち、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げるという要件にということを削除して、表のほうの階の部分の3階と4階以上の階と、それから区分、施設又は設備の部分と、つまり3階、4階の部分とを全て削除する考えがないかどうか。

職員で55ページです。第29条で、小規模事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないというふうになっています。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができるということで、このただし書きから後ろを削除する考えがないかどうかです。

それから第3節、小規模事業B型で、56ページで、31条で小規模事業B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者と嘱託医及び調理員というふうにここでもなっています。ただし、調理業務の全般をという文言が入っています。31条から、その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者の条文及びただし書きを削除する、これは前項と同じようなところですけど、

ただし書きを削除する考えがないかどうか。

それから５７ページに移りますと、設備の小規模保育事業Ｃ型というのがあります。第４節です。設備の基準でも第３３条で、小規模保育事業Ｃ型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとするということで、保育室等を２階以上に設ける建物は、に該当するものであることとなっています。この２階以上という、以上という文言を削除する考えがないのか。

それと職員の基準で３４条、小規模保育事業所Ｃ型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員という文言がありまして、ただしがやっぱりあります。調理業務の全部を委託するというふうになっていますので、条文の家庭的保育者を保育士に書きかえ、ただし書きを削除する考えはないかどうか。

それから２項として家庭的保育者１人が保育することができる乳幼児の数は、３人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともにという文言があります。５人以下とするという。条文の家庭的保育者を保育士に書きかえ、ただし書きを削除する考えはないかどうか。

５８ページに第４章で居宅訪問型保育事業というのがあります。居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者１人が保育する云々という文言があります。３９条です。家庭的保育者の文言を保育士に置きかえる考えはないかどうか。

それから第５章の事業所内保育事業というのがあります。これは紀美野町では厚生病院の中にある認可外保育所が事業所内保育所ですけども、職員として第３９条、居宅訪問型保育事業において家庭的保育者１人が保育することができる乳幼児の数は云々と、ここも家庭的保育者を保育士に置きかえる考えはないか。

第５章の事業所内保育事業者も６０ページで、保育室等を２階に設ける建物は、次のア、イというような、３階以上に設けるというのが出てきます。条文のうち、保育室等を３階以上に設ける建物はのアからクまでを掲げる要件を削除し、表の階の部分の３階、４階の部分を削除する考えはないかどうか。

それから、保育所型事業所内保育事業所の６２ページに出てきていますけども、４４条で、保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医という同じような文言が出てきます。ただし、調理業務というのも同じ文言が出てきますんで、このただし書きを削除する考えがないかどうかお伺いします。

最後に、小規模型事業所内保育事業所の職員ということで、これは６３ページにあり

ます。４７条、小規模型事業所内保育事業を行う事業所には、また保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修という文があります。ここでも、その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者の条文とただし書きを削除する考えはないかどうか伺いいたします。以上、大変多岐にわたり長々と質疑しましたが、お許しください。以上で終わります。

(３番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前１０時１７分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前１０時３５分)

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

数が多いので、抜けている箇所がありましたらお許しいただきたいと思います。

４８ページの食事の提供ということで、外部搬入はおかしいんじゃないかというふうな質疑だったかと思いますが、事業所によって、社会福祉法人等々が行う場合、他の事業所からの搬入等ということも考えられます。何分国の基準でございますので、削除する予定はございません。

５１ページの第２２条、設備の基準というところで、（２）の前号に掲げる専用の部屋の面積、それから（５）の同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等の件でございますが、これも一応国の基準どおりの文言でございますので、削除できないと考えてございます。

それから、同じく５１ページの第２３条、職員の（１）調理業務を全部委託する場合、それから（２）の搬入施設から食事を搬入する場合ということで、食事全般に言えることでございますが、外部から調理したものを園のほうに運んで、そこで温めて食事を提供するのが基本でございます。各事業所においては調理の困難さがある場合に必要かと思われまので、この部分も削除できないかと思います。

それから、町長が行う研修ということでございます。これの決まりがでございます。一応時間等々が提示されてございますので、研修を受けた者というふうな文言も同じく削除することは考えてございません。

それから3の家庭的保育者1人が保育をすることができる乳幼児の数は3人以下とする。ただしという欄のところでございますが、このことにつきましても一応基準がございまして、このとおりと考えてございます。

28条の設備の基準で、小規模保育事業A型を行う事業所の(7)でございまして、3階以上に建物をという件でございまして、当町においては将来的に3階、4階というふうな建物が建つということは考えにくいのですが、今後そういうふうな形がある場合は、やはり基準を設けておかなければならないと考えますので、削除が難しいかと思っております。

55ページの第29条、小規模保育事業所A型、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模事業所A型、第16条1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができるというふうな、このただし書きがおかしいのではないかという御質疑だったと思っております、やはり施設では調理はつくらないということであれば、調理をつくる場所には必ず調理員がいるということでございまして、やはりこれについても国の基準が示されてございますので、このただし書きの削除につきましても削除はできないかと思っております。

それから56ページの職員の研修のただし書きの削除というところでございまして、これにつきましても国の基準のとおりでございまして、削除については難しいかと考えてございます。

それから33条の設備の基準で(7)の保育室を2階以上に設ける建物は、とございますが、紀美野町では2階以上というのは考えにくいのですが、一応基準でございまして、この部分も削除は困難かと思っております。

34条の職員の、ただし、調理業務を全部委託する等々と書かれてございますが、この部分も基準どおりでございまして、削除は難しいかと思っております。

それから同じく2項の同じくただし、家庭的保育は家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以上とするという文言もございまして、これにつきましても同じく基準どおりでございまして、削除するのは難しいかと思っております。

58ページの37条の(5)の離島その他の地域にあつて、居宅訪問型保育事業以外

の家庭的保育事業、その家庭的保育事業を変えられないかというふうな御質疑だったと思うのですが、これについても国の基準がありますので、大変難しいと考えてございます。

同じく第39条の職員、ここにおける家庭的保育というのを削除できないかという御質疑だったと思うのですが、この部分についても国の基準どおりでございますので、削除は大変難しいかと考えます。

続きまして、60ページの第43条(8)保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件にとございますが、この部分もやはり3階、4階はおかしいんではないかというふうな御質疑だったと思うのですが、一応基準がございますので、紀美野町においては1階、2階が基本かと考えますが、基準がこう示されてございます。削除については難しいかと考えます。

それから62ページの第44条、保育型事業所内の保育事業所の職員の2行目のただし書きを変えられないかという御質疑だったと思うのですが、これについても国の基準が示されてございます。これについても変更、削除というのは難しいかと考えます。

続いて63ページの第47条の研修、町長が行う研修を修了した者ということでございますが、これについても有資格者、また無資格者の関連で、ある程度の時間数の研修を受けなければならないということでございますので、この部分についてもこの条文を変更できないかと考えます。以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) この条例は多分国の基準に合わせてということだろうと思うんですが、国の基準というのが非常に低いということで、その点に関して自治体としての裁量権というのはまだ認められているんで、そんなことをするあれはないかという。ただし、こんな保育所が家庭的保育事業になるというのが設置される見通しというのは今のところないわけですけども、ただ基準は基準としてきちとした自治体としての考え方を持っておかないといけないんじゃないかと思います。

まず、16条の部分の全ての部分と規定をということですが、国の基準例がこうなっているんでそれを削除することはできないということですが、家庭的保育事業というのは2歳未満の子供が対象になることがほとんどだと思います。だから離乳食とかアレルギー一児食とか、個々の子供の状況に応じた丁寧な給食が必要だと思われます。だから、も

う一度伺いますが、認可基準として町の考え方として自園での調理が必須ではないかと思うんですけど、その点について御答弁をお願いします。

それから第2章の設備の基準、家庭的保育事業者の51ページ、設備の基準ですけども、今の場合はこれでいったら3.3平方メートル、3人で9.9平方メートル以上であることとなると1人につき3.3、1坪ですよ。乳児の場合1坪ではやっぱり問題があるんじゃないかということで、例えば厚生病院の中のあれは認可保育所ではないんですけど、事業所内保育型保育所で、あれは定員が20人ですから小規模ではないわけです。3.3よりも広げているよという、実際に広げて設置されています。だからそういう点で、これはやっぱり国の基準はどうであれ町の保育に対する考え方として条例をもっと、乳児は広いスペースをとるべきだということでやるべきではないかと思います。いかがでしょうか。

次、遊戯等の、庭ですね、保育所の。御存じのとおり町がやっている今の保育所は非常にすばらしい園庭を持っていますし、プールまでもついているところもありますんで、屋外での遊びを豊かにしていくためには園舎と同じ敷地内にやっぱり遊戯場があるべきだと、町の基準ではそうやって今の保育所はやっていると思います。そこで、あれができない場合はみんなでそろそろお散歩に行こうかということで、僕も時々会うんですけど、園児と一緒に保育士が、あれも大変だと思うんですけど連れて散歩をしています。そういうのは仕方ないけど、やっぱり基本的な遊びというのは敷地内にあるべきだというふうに考えますので、この点についてはどうなんでしょうか。

あと、食事全般のことで、もう長々と言いません、国の基準がそうなっていますのでそれに合わせましたということで、22条のただし書きも削除できないと。これもさっき言ったとおり2歳未満の子供ですから、やっぱりこういうことは自園での調理というものを基本にしなければならないんじゃないかと、今の保育所はそうやっているんで、そういうのは必要ではないんか。

それから家庭的保育者というのは町長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の、いわゆる世間で言われている保育ママなんですけど、やっぱり家庭的であれ何であれ保育の担い手というのは保育士であるべきだというふうに思いますので、研修のみで取得できるような認定資格では、保育の質の低下につながるだろうというふうに思います。1つだけ例を紹介しときますと、長くなるんですが、いわゆる認可外保育所というのは全員保育士でなければならないという現在でもそれが無いんです。だからその

事故率というのは認可外保育所のほうが認可されている保育所よりもかなり高いという統計結果が出ていますので、そういうことも考えるべきではないかと思います。

家庭的保育士が1人で保育することができる乳児の数は3人以下とするということで、ただし家庭的保育者と家庭的保育補助者というのは、これはまたいわゆる保育ママだと思うんですけど、そういうのも保育士に限定すべきだと思います。

それから28条の3階以上という、この町で3階以上なんてできないんですけど、それでも現に町が運営している保育所っていうのは全部平家の1階なんです。それはなぜそうかという、やっぱり幼児の安全を考えての上ですから、それでやっぱり町の基本的な保育の姿勢、考え方としてやっぱり2階までに限定すべきだろうというふうに思います。

それから小規模保育事業所A型も同じです。自園の調理ということがやっぱり必要ではないかと思います。それはあくまでも小規模ですから小さい子供が対象ですから、そういうことをきちっとやれる保育所でなければ認可できないということだと思います。

それから31条の小規模保育所のB型なんですけど、園児の数が少ないから保育士以外でもいいよということではなくて、やっぱりどんなに数が少なくとも保育を担うのは保育者という考え方を貫いてほしいと思います。

それからC型の小規模保育所も同じことが言えると思います。2階以上となっているとその上制限がないわけですから、やっぱり2階までに限定すべきだというふうに思います。職員についてもやっぱり保育士でなければならないという、これはB型であってもC型であっても保育事業所である以上、やっぱり保育の担い手は保育士でなければならないというふうに思いますので、答弁をお願いします。

居宅訪問型保育事業なんですけど、これが一番いわゆる保育ママでやれるんじゃないかという、訪ねていくんやからそこへ行ってやるんだからということで、やっぱりそれだけに保育士ということをきちっと担い手にしとく必要がないんでは、基準は基準として国の基準はそうっていないというのはわかるんですけど、町の保育に関する考え方というのもきちっとあらわしてほしいなと思います。

その次の事業所内事業所の3階以上というのもそういう考え方で、子供の安全を考えれば最低2階までにすべきだというふうに思います。事業所内保育所の職員もやっぱり保育だったら事業所内保育所でも認可基準として自園での調理と、自分のところで食事はつくるということをやっぱり基本にすべきではないかと思います。

それから小規模型の事業所内保育所でも保育の担い手はきちっと保育士というふうに明文化すべきではないかと。それから自園での調理というのもきちっと条例に明記しておく。国の基準というのはわかるんですけど、やっぱり紀美野町として保育という事業どう考えるかということがこの条例であるべきだと私は思いますので、その点よろしく答弁をお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質疑にお答えいたしたいと思います。

食事の町の考えということでございますが、小規模等々、この条例の関連で申しますところの事業所においては、やはり食事は自分のところでつくるのが一番いいんじゃないかとの御質疑だったと思うのですが、事業所が近くに介護事業所があるとか、またや近くにあるよというふうな場合には、やはり外部からの搬入そしてその園の中で温めて配膳をして食事を食べてもらうことを基準に考えたいと思いますので、条例どおりと考えたいと考えます。

それから設備の基準で保育室が3.3平方メートルは余りにも小さいのではないかとということでございましたが、一応3.3平方メートル以上というふうな形を記載してございますので、この部分についても基準どおりにお考えいただきたいと思います。

研修についてでございます。新制度の研修については、全ての家庭的保育者、家庭的保育補助者の研修については講義等を21時間プラス実習2日以上をやりなさい、それから保育以外の基礎研修に加えて受講する場合、看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者1年以上につきましては講義が40時間、それから保育実習が48時間の計88時間の研修を受けなさい、家庭的保育経験のない者、家庭的保育経験者1年未満の者については講義等が40時間プラス保育実習48時間、保育実習には1と2がございます、1が48時間で保育実習2が20日間行いなさいというふうなひとつの決まりも出てきてございます。まだまだ実施まで、4ヶ月でございますので、もう詳しい詳細が今後出されてくると思われます。

それから設備基準と同じですが、3階以上は町にとっては、町は現在保育所については平家ということでございますが、2階まででよいのではないかという御質疑だったと思うのですが、事業者によってはどういう想定が考えられるということも今後出てくるかと思いますので、一応基準どおりお願いしたいと考えます。

それから保育士の基準がこれでよいかという、一応最低基準というふうな考え方をと

ってございます。保育補助者等の考え方も出てくるので、一応事業所との面接、それから内容等についても十分吟味しながら、基準は基準でこのように定めていきたいと考えてございます。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） 国の基準でという、まとめて答弁があったんでまとめて質疑しますけど、要するに担い手を保育士に限定するのかどうかということで、先ほどのあれでいきますと何時間の研修っていう、看護教育の中でも保育所実習というのがありまして、私たちも毎日毎日くたびれながら1カ月ほど通ったんですけども、だから看護師や保健師を保育士とみなすことはできると条文がありますけど、それはそれでいいと思います。ただ、何にも知らない人が一定の研修を受けたら、これだけの研修を受けたら保育士と同じように、保育士の本を読んでいるし、その人が保育をできるよということで、どう責任がとれるのかという問題もありますので、やっぱり町の姿勢として、今町がきちっとやっているように保育の担い手は保育士ということを貫いてほしいというふうに思います。

それから調理が側に介護施設がある場合にとかあれば、そこから搬入するという。今子供の小学校以上の給食というのはそれで同じものを運んできて、たまにアレルギー食が必要やとか何かによりこういうのはあるのかということであるんで、それはそれで外部で調理して搬入ということはあり得るんですが、2歳までの子供ということになるとなかなかそういうふうには、実際には多分そんな施設ができることは、この町に来ることはないと思いますけども、なかなかできないであろうというふうに。それで、きめ細かな給食ができるのかどうかというと、やっぱりそれも難しいだろうというふうに思います。

それから何よりも、何よりもじゃないんですけど、1人の保育士が見られる子供の数とか、基本的に保育士であれば3人というのは、それは見られるんですけど、保育ママが加われば5人までいけるよというような場合も、やっぱりそういうのって保育所の事故のもとになるというふうに思います。それだけ緊張感を持って仕事はできるんかどうかという、そういうところもあると思います。

それから、調理の問題はそういうことで。

それから立地条件が3階以上でもええよという、実際にそれもない、実際紀美野町にそんな保育所ができるかったらそれはないと思います。でも、それは考え方であって、

実際に3階以上に保育室をつくったら非常に危ないと思います。子供は外側の階段から転落せえへんとか窓から飛び出さへんとかあって、そういうことばかり保育士は注意しとかんと、余り窓をぱっとあけられて落ちてしまうということも起こり得ると思うんです。小さい子供ですから。だからそういうこともやっぱり子供の安全を考えれば、町はもう必ず安全ということを考えて平家でしたつくってないんですけども、最低2階までだったら、そういう転落事故というのも防げるんちゃうかなということで、やっぱりそういう基準にすべきで。この特徴というのは国の基準が非常に、今の自治体が運営している保育所の基準よりも非常に低くなっているという、そこに一番の問題があるわけで、だから紀美野町としてはたとえそういうのができても、これは紀美野町としての保育に対する考え方だということで条例化してほしいというふうに、非常に保育というものを大事に考えているということのあらわれとして条例化してほしいというふうに思うんで、そういう質疑をさせていただきました。全般についての質疑でありますので、そういうことでよろしくをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質疑についてでございます。

担い手を保育士に限定できないかという御質疑だったと思うのですが、一応基準を国がつくっていただいておりますので、このとおりで条例化していきたいと考えます。保育士であれば問題はないのですが、保育士不足等々のこともございます。

それから食事を外部で2歳までの子供についてはきめ細かな食事ができるのかという御質疑だったと思うのですが、外部委託というのはもう一応書いてはございますが、本来は施設の中でつくってもらうのが基本になってくると思います。たまたま近くにそういうふうな施設が隣接している場合というふうな考え方かと考えてございます。

それから事故防止で安全な考え方ということで、2階以上は危険があるのではないかというふうなことでございますが、紀美野町の場合は3階、4階というのは考えづらいのですが、一応基準として定めていきたいと考えてございます。何分国の基準どおりでございますが、お含みいただき、お答えいたします。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 若干お聞きしたいと思います。

基本的にこの条例をつくられてくる、そのもとの法律、ここの法律と今我々紀美野町がやってる保育事業というのは大きな差が、隔たりがあるわけなんですね。というのは今、国のやりかたの大きな失敗をここに持ってきていると。ですから小泉政権からこっち、要するに派遣をどんどんと幅を広げたと。そういうふうなことから労働者の賃金がどんどん下がってきている。そういう中で夫婦共働きでやっていかなきゃならない、あるいはちょっと今社会的な問題にもなってきている離婚の母子家庭とか、そんなんがあつたりして女性が働かなければならないような状況になっている。もう一つは、今労働者が少ない、少子化を生んでしまった今の政権がさらに今度は女性を労働者にしていくと、そういうふうなことで子供を預ける施設をつくっていかなきゃならないと、そういうことで今大変待機児童が多い。そういう街型のそのところの部分で安直に解消しようというところの法律があるため、我々のところのもっと十分な福祉の立場からやってきている事業との差があるのは当然であると思います。その辺が大いに私たちもわかっていますし、その今の田代議員とのやりとりを見ても隔たりがあつたのはそこにあると思います。

ただ、心配するのは今後これはどうなってくるのかという、今の我々、寺本町長とそれから執行部の皆さん方がやっている事業、これが先、将来にどうなってくるのかという点で、この書き物をちゃんとしとかんかったら現在の保育事業がやっていくことが本当にいけるのかという、そういう心配から質疑がされてきているというふうに思います。

その中から若干お聞きしときたいと思います。1つは、ちょっと質疑ですが、53ページにあります、A型の施設の28条の中の5、ここで保育室と遊戯室の面積ですが、幼児1人につき1.98と、それから屋外遊戯場の面積3.3と、ここのところ、違いについてお聞きしたいと思いますが、屋外は皆3.3ですか、特にその1.98ですね。

それから町内において社会福祉法人がこの事業をやれて、その職員を相互に使えるというふうなところがどこかにありましたよね。そういうふうな事業所がうちの町内においてはあるのかないのか。

それからちょっと踏み込んで、先ほど申しましたように将来のことを心配してきちんと文書でもって担保していきたいということから、やはり私も心配する、できれば書きかえをしていただきたいと、そういうふうに思うところは食事の町外からの調理業務の全部を委託する場合。学校においては自校方式。現在保育所においては全部自園方式というんですか、各保育所ごとにやっている。だから先ほど田代議員の言った、いい食事

を提供できていると思うんですけども、私の聞いた民営のセンター方式のところ、具体的に言ったら聞いたところは岩出市なんですけど、そこでの食事、例えばラーメンが入っていると、その施設から送ってくるために食べるころには伸び切っているとか、そんなふうなことも起こってきている。要するに民間が食事をやる場合にやっぱりもうけが、損してまでやるところはないですから、そういうふうなところが起こってくる心配がある。ですから子供たちにそのような食事を与えていいのかどうか、アレルギーについてはそれなりの注意は払っていただけるとは思いますけれども、そういうふうな問題があると思います。

また、大体うちは1階で安心なんですけども、4階まで行って、しかも54ページにも書いていますけども、これはA型のところの部分で、屋外の階段をつくるけども表の下のウ、イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていることと、30メートルまでかめへんと、こういうふうになった場合、あの階段、よう言いますね、何とかって、要するに穴が一定の場合に、普通だったら通っていけるんやけども殺到する場合にはそれがもう詰まってしまうという、そういうふうなところで先生方が誘導ができるのかどうかという、その問題が起こってくるかだと思います。そういうふうなことも考えて、十分であると言えますか。私は現在の保育所は素晴らしいと思います。こういうふうに今後どのようなことになってくるか、将来を考えた場合にそういう心配する部分は取り除いておいたほうが将来のためにいいんじゃないかと思うんですよ。そういう点でお聞かせいただきたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 美濃議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

何分法律でということでございます。今後ということはどういうことでございますかというふうな御質疑も中にあったと思うのですが、53ページの(5)の保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外については3.3平方メートルということでございますが、何分国の基準を示したとおりの数字でございますので、以上というふうな形がございますので、これ以上の面積というふうな考え方でございます。

それから食事の外部搬入でございます。食事の外部搬入については、民間がする場合にはコストばかりいって内容的におろそかになるんでないかというふうな御質疑だったと思うのですが、事業所の質というところもでございます。そういう質の悪い事業者については多分淘汰されていくと考えます。やはり小さい子供が食べる食事でございますので、食事には十分気を使っていたらというふうな考え方でございます。

それから54ページの4階以上の下にウにあるのですが、掲げる施設の設備が避難上有効な位置から設けられ、かつ、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以上になるように設けられていることと書いております。30メートルは長いんではないか、保育士等が避難できる距離かという御質疑だったと思うのですが、国の基準で定められているとおりに記載してございますので、お含みいただきたいと思います。

済みません、答弁漏れでございます。こういう事業所が他にあるのかという御質疑だったと思うのですが、現在のところ紀美野町にはございません。私は把握してございません。

済みません、一部訂正をお願いいたします。先ほど4階以上の階段等で歩行距離が30メートル以上と申しましたが、以下の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。以上です。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 先ほど言ったのは、この47ページにある10条の社会福祉施設もあわせて併設できるのかということで、ないということなんですね。何にしても今の答弁を聞いていましたら、寺本町長、今の執行部は未来永劫ずっと続けてもらわんと心配やなあと。今の体制は大丈夫やけども、これをこのとおりにやられるような町長さんとかそういうことになってくるようなことになってきた場合、本当に心配でならない。もうまさに今の皆さん方の良心が全てだという感じに受け取ってしまうんですよ。だから、食事一つとっても先ほど言いましたが、民間が入ってくると先ほど言いましたようにラーメンがあったりみつ豆があったりって、袋入れたような、そんなものが出るらしいんですよ。そういうふうなところが子供にとって、我々の子供に安心して与えられるのかどうか。今はいいですよ。今の保育事業は私は素晴らしいと思うんですけども、そういうふうなことも許されるようなことに今後の条例が実行されても間違いではないというふうに、こうなっては大変だと。ですから、今の状況をずっと続けても

らうためにこういうような条例もそういうふうな範囲内にとどめるべきだと、こういうふうにするんですよ。

本当に保育所の問題にしてもそうですけども、やっぱりきちんとした国の保育士の資格を持った人と何十時間か研修受けてやられるっていう、やっぱり今後問題にもなってくるでしょうし、今保育士は100%でしょ、資格を持った人が、ですよ。そういうふうなところも含めて非常に不安になると。我々ここでそれを議決していかなきゃなりませんけども、議員だってそういうものを将来おまえらこんなん決めたんかって言われたときに済みませんっていうことになってしまうようなことが起こっても仕方ないと。そういうふうなことで、今私たちが初めて決めるんですからそうではないような条例にしたいという、そういう気持ちがあるんですが、そういう点でちょっと質疑の聞きたいところも含めて保育士の問題とかあって言いましたけど、その辺を含んでもう一度答弁もraitたいと思います。

○議長（小椋孝一君）

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君）

美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

いろいろ御心配をされておられることは重々わかります。しかしながら、私はこの条例、これはこれで施行してまいりたい、そのように思いまして上程をいたした次第でございます。と申しますのは、確かに今申されますようにいろいろ社会情勢も変わってくる。そんな中で、容認できる要件が多くなってくるんやないかというふうなことを言われているんじゃないかと思いますが、やはりこの子供たちに対する接し方、それについては今の許可条件と余り変わらないと思います。そうした厳しさの中からやはり我々は子供たちを育てていく、または保育をしていく、また幼稚園を運営していくというふうなことで考えておりますので、そんな中で先ほど1つ岩出市の例がございました。なるほど委託業者がそうした給食を配送してくるという中に、仮にそうしたことがあればそれを改善すべく業者に指示していくのが町の仕事であろうと思いますし、また園の運営であろうと思いますので、ひとつそこらを御理解いただいて、以前の社会情勢というのは非常に変わってきております。例えば離婚率もふえた。そしてまた夫婦共稼ぎが非常に多くなってきた。そして子供と接する時間帯も非常に短くなった。そうした社会情勢の变革っていうのも考えていただいて、そして紀美野町は紀美野町としてこの条例に基づいて厳しくやっていくというふうな姿勢で行きたいと思いますので、ひとつ御理解を賜

りたいと思います。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 先ほど言いましたように、いろんな食事の面もあれば安全性の面、3階も4階もうちには今の状態では町長も恐らく2階以上の施設をつくるということは毛頭お考えではないと思います。しかし、後は心配です。だからそういうふうに火事が起こった場合に30メートルまでいいんですから、そういうふうな設計の施設がもしできて、そこで子供が廊下に出てきて30メートル走って、で、また階段をおりて逃げると、こういうふうなことができるのかどうかっていうのが非常に問題があると思うんですよ。だからそういうふうなことの要するにそういうふうな施設なりができないような、そういうふうなことについて、現町長は10年、20年先の町政に対してどのようにできるのか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

この避難等を考えた上で、4階以上の階というようなこうしたことを想定されていると思うんですが、先ほど課長のほうからも説明をさせていただきましたが、こうした施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、そして、かつ、保育室等の各部分からのその位置に至る歩行距離が30メートル以下ということで、非常に厳しい例になっておりますので、そこらを仮に町が行う場合であれば、町は設計上の中でそうしたことは考えていく。そしてまた業者が許可申請に来たときにはやっぱりそうしたこともあわせて考えていく、それが行政の進むべき道ではないかと思います。ひとつ御理解をいただいて、私の代が変わったとしてもこれはやはり守るべきものは守り、そしてやっていけるものと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第101号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番（田代哲郎君） 先ほどの条例案の反対討論でも同じようなことを主張しましたが、安倍政権は就学前の子供の教育・保育のあり方を大きく変える子ども・子育て支援新制度の本格的実施を来年4月より強行します。この1年、内閣府の子ども・子育て会議で制度や事業の内容、基準などの検討作業が進められてきましたが、会議では現行基準より下回るのではとの疑念が相次ぎました。

今回の新制度は、これまでの幼稚園・保育所に加え新たに認定こども園制度や地域型保育事業を始めるというものです。政府は新制度の枠組みを決め、現在の施設を無理やり押し込む政策的誘導をしています。しかも財源は消費税10%を増税を前提にしています。制度発足前から既に予算が不足し、売り物として打ち出した保育士の処遇改善を真っ先に削減する破綻ぶりです。保育時間を短時間、標準時間と区分して認定することの矛盾や園庭や給食設備の基準緩和など、子育て会議でも懸念された問題がそのまま政省令に盛り込まれています。政府のスケジュールでは9月までに地方自治体の条例制定、10月には保護者は保育・教育の給付の必要性を自治体に申請し、認定を受け、入所を申し込むとしています。

そもそも保育所と幼稚園は制度も役割も異なる施設として歴史を重ねてきました。幼稚園・保育所には380万人の園児がいます。保育・幼稚園関係者が児童福祉法24条にある市町村の保育責任、幼稚園の私学助成制度を守り、新制度への移行は義務づけないことを確認させるなど、今でも戦っています。混乱の中、一方的な押しつけで新制度を強行することや現在の保育制度を後退させることは許されません。したがって、この条例案には反対いたします。以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第１０１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１００号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第１００号、紀美野町放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

(３番 田代哲郎君 登壇)

○３番（田代哲郎君） 若干質疑させてください。

３９ページの第１０条第２項、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員をもってこれに代えることができるとなっておりますが、支援員の数を支援の単位ごとに３人とし、ただし書きを削除する考えがないか伺いたいします。

(３番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長（中尾隆司君） 田代議員の御質疑でございます。

３９ページの第１０条の第２項の関係で、ただし書きの部分でございます。支援員の数は、支援の単位ごとに２名以上ということで、支援の単位は大体児童の数がおおむね４０人以下という規定でございます。その中で２名以上置くということで、ただし書きの部分については、その１人を除きという部分がございます。国の基準と言ってしまうとそれまでなんですけども、一応基準に沿って条例を制定する形になっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ３番、田代哲郎君。

○３番（田代哲郎君） 全国学童保育連絡協議会というのがありまして、そこが今はずっと基準として求めているのは、この条例では上限が４０人となっておりますが、３

5人にしてほしいということと、支援の単位ごとに3人の、いわゆる1クラスごとに3人の支援員を置いてほしいと。よりきめ細かな学童保育を目指したいということで、この基準では、先ほどの保育の条例と違って非常にきめ細かに支援員の資格とかもとって、今まで学童保育に欠けていたそういう基準を細かに定めていますので、それはそれで非常に有用だと思うんですけども、やっぱり国の基準よりも若干支援員の数とかひきあげたほうが、よい保育を提供しようと思えばそういうことでやったほうがいいのではないかと思いましたので、質疑させていただきました。その点についていかがでしょうか。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 田代議員の再質疑でございます。

新たな条例の中で2名以上という書き方をしております。議員言われるとおり定員で35人、また支援員では3人という、そういう形が理想かなと思います。この条例のこの文面を読んでいただければそれに近いものになると感じておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 最後に1点だけ。この条例が可決されれば、今ある学童保育はこの条例に従って点検というんですか、改善していかなければならないということがあると思いますので、その点についてこれからもしっかり学童保育の運営の中で、そういうよりよいものにこの条例に従って変えていくということをやってほしいと思いますので、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 議員言われるとおりでございます。この条例が基準になりますので、現在行っている学童保育の運営についても、この基準以上に運営をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、七良裕 光君。

（1番 七良裕 光君 登壇）

○1番（七良裕 光君） 37ページの第3条、最低基準の目的等の文中に、中ほどですが、適切な訓練を受けた職員の支援によりという条文があるんですが、具体的にどういう訓練を受けた人なのか、お尋ねをしたいと思います。

それから38ページの第6条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策の文中、軽

便消火器等という聞きなれない用語が入っていますが、軽便消火器とはどういうものなのか、お尋ねをしたいと思います。

続いて39ページの職員の第10条、第2項の後段、中ほどですが、放課後児童支援員を補助する者ということで、補助員と言われる方でございますが、こういう支援員を補助する者としての資格要件について定めているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから同じく39ページ、3項9号の、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者という表現があるんですが、具体的にどういう事業に従事した方なのか、お尋ねをいたします。以上、よろしくお願いします。

(1番 七良浴 光君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長（中尾隆司君） 七良浴議員の御質疑でございます。

まず初めに、第3条の適切な訓練を受けた職員ということのどういう訓練かということでございます。今回この条例の定めの中に県の講習を受けるという第10条の第3項の中に都道府県知事が行う研修を修了したものということになっておりますので、その中に含まれるものと思っております。

それと、38ページ、第6条の軽便消火器等の消火用具ということで、こういう言い方というのがどうかと思うんですけど、通常の消火器ABC型というんですか、そのような消火器のことだと思っております。

それと第10条第2項の中に補助員ということで、放課後児童健全育成事業の支援員が行う支援について放課後支援を行う者ということで、資格的なものというのは特にこの支援員の部分については第3項の中に含まれる部分で、それを補完する補助ということで、特にこれに規定するという資格的なものはございませんと思っております。

それと第10条の第3項の第9号の健全育成事業に類似する事業ということで、特に紀美野町の場合に放課後健全育成という形で学童保育というのは1つでございます。ただ健全育成事業の類似ということになると、紀美野町では児童館とかそういう中で指導員という形をお願いしている部分もそれに類似するものかなと考えております。以上でございます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 1番、七良浴 光君。

○1 番（七良浴 光君） 3 条の適切な訓練を受けた職員という条文の説明の中で、ただいま課長から知事の講習を受けたものが該当するのではないかというような御答弁がありましたが、知事の講習を受けたものがそういう適切な訓練を受けた職員に該当するということであれば、それなりに明確にお願いをしたいと思います。

それから、軽便消火器の御答弁で、通常の消火器だという御答弁でございましたが、通常の消火器であれば、なぜ消火器等の消火用具という文言にされなかったのか、そこらも再度お尋ねをしたいと思います。

それから第 10 条の放課後児童支援員を補助する方の資格要件は特にございませんということでありましたが、現在の学童保育の支援員の皆さん方については、その補助をする方は現実にはおらないのかどうか、再度お願いしたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 50 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 30 分）

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 七良浴議員の再質疑でございます。

37 ページの第 3 条中の適切な訓練を受けた職員という文面でございます。これにつきましては県が主催する支援員の研修会、今後開催される県認定研修会、また学校等主催する避難訓練を受けた支援員と理解しております。

次 38 ページでございます。38 ページの第 6 条中の軽便消火器の関係でございます。これにつきましては児童福祉法等で使われている用語でありまして、意味的には持ち運びの簡単な消火器と理解しております。

次に 39 ページの第 10 条の中の第 2 項です。補助員ということで、現在学童保育所の中に補助員がおるかという関係でございます。現在のところ補助員はおりませんということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13 番、美濃良和君。

(1 3 番 美濃良和君 登壇)

○ 1 3 番 (美濃良和君) 先ほどからいろいろと皆さんお聞きになっているんですが、1つは10条の職員、この待遇の問題、現在からふやさなければ利用者もふえてきますので、指導員の数も必要になってくるかと思います。それについて、なっていたける方を求めなきゃならんと、そういうことでなかなか来てもらえないっていう話が以前ありましたけども、その辺の待遇等についてどうであるのか、そういうふうなことも含めてやっていこうと考えられるのかということと、それから38ページの9条の2項ですが、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平米以上でなければならないと、こうなっていますよね。現在はどういうふうになっているのか、これからこのように求めていけるのか、このことについてお聞きしたいと思います。

それから39ページの10条4項の下にありますけども、40人以下ということで、現在野上35人、美里20人というふうな条例になっていると思うんですけども、これが何人ぐらいに、40人40人になっていくのか、ここのところをお聞かせいただきたいと思います。

それから41ページですが、18条に、開所時間及び日数というのもございまして、現在は条例では朝8時から夕方6時と。単純に計算したら10時間ですよ。これがここにありますように8時間ということについて、どういうふうなことになってくるのかお聞きしたいと思います。そして授業日以外4時間という、これももう少し説明をお願いしたいと思います。それから1年に250日ということで、子供たちを保育するという立場で十分な日数であるのか。以上、お聞かせいただきたいと思います。

(1 3 番 美濃良和君 降壇)

○ 議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○ 総務学事課長 (中尾隆司君) 美濃議員の御質疑でございます。

まず初めに10条関係で、職員の待遇の関係です。現在学童保育所、野上と下神野ということで2保育所で運営しております。それぞれ現在野上の学童保育所では常時3名、下神野で2名ということで、野上については8人の支援員でローテーションを組んで、下神野については4人の支援員でローテーションを組んでおります。待遇というんですか、一応今後の職員の資格の関係というのがこの10条の第3項の中にございます。この中でも3項の3号の中に、2年以上児童福祉事業に従事したものという中で、現在支

援員として従事してくれています職員、県の研修を受ければ資格的にはいけるかなという事で、職員については確保できると考えております。

それと38ページの第9条の第2項、児童1人おおむね1.65平方メートル以上ということで、現在野上学童につきましては野上小学校の体育館の2階部分を使っております。2階部分の占有ということで、フロア部分も含めると約1人当たり7平方メートルの確保ができると思っております。また、下神野小学校につきましては文化センターの一部を借りて使っております。ホワイエ等も一部含めると、1人当たり3平方メートルは確保できると思っております。

次に10条の4項の中のおおむね40人ということで、今後どうなるかということなんですけども、児童の数というんですか、今後ふえるという形がちょっと見えない中で、保育に欠ける子という形の現在学童保育所に入っている方なんですけど、現在の規定でいくとおおむね10歳未満ということで1年から3年という事の基準になっておりますが、ことし26年度につきましては1年から6年全部の学年に募集をかけております。その中で35人ちょっと出るんですけども、皆さんが入っていただけるような状況に現在はなっております。

それと41ページ、18条関係の1日8時間ということなんですけど、この部分については昼の関係もあるかなと思うんですけども、基準の中では8時間ということになっておりますので、このような表現ということになっております。また、第2項についても250日ということで、これがよいかどうかということなんですけど、現在の学童保育所の条例の中でも250日以上というような表現もありますので、保育は十分かと言われるとこれでいけるかなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 10条関係で、要するに支援員は現在ある支援員でいけるということなんですけれども、待遇等についてはどうなってくるのか。支援員の待遇というのは時間的な問題もあったりして余りよくないというか、そういうところのことも今後いよいよやっていく上で十分であるのか、考えなければならんのではないかと思います。どうでしょう。

それから、あと18条の時間と日数なんですけども、現在の条例では時間を午前8時

から午後6時ですか、そしてまた延長保育の必要があったときは7時以降もできるってことでなっていますけれども、これは1日に何時間という新しい条例に変わるかというふうに思うんですが、その点は明確に旧条例に基づく必要がないのかどうか、そこどのように運営されるのか。そしてちょっと答弁が漏れたんですけども、休業日以外の日に行う放課後というのは4時間、4時間になるんか知りませんが、それは要するに2つともそうなんですけども何時から何時までというふうな規定がなくてもいいのかどうか、そこだけ聞いときたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 1日8時間ということの関係でございます。現在、運用の中では支援員は、先ほども言いましたように野上の学童でいきますと8人をローテーションで常時3人という形の中で、1日働いていただくというよりも半日ずつの交代というような形のローテーションを組んでおります。ということで十分いけるかなと思います。また、通常4時間ということで、現在の条例の中では就業時間終わってから6時までというような表現になっております。一応4時間というのは、2時に学校が終われば6時までの4時間という意味合いですけども、3時に終わればどうなるかということなんですけど、延長という部分も含め1日4時間というような表現になっているかなと理解しております。以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 1時43分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時44分）

○総務学事課長（中尾隆司君） 待遇の面でございます。現在時間給でいきますと900円というような形になっております。それと1日8時間という表現、条例の中では8時から6時までという部分と若干違いが出てくるんですけども。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 1時46分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時48分）

○総務学事課長（中尾隆司君） 18条の第1項の1号でございます。1日に8時間ということで、原則8時間ということで現在も8時から6時までということで条例ではなっていますが、この8時間というのは最低限という意味合いでの8時間と理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 待遇は1時間900円ということで、時給900円ですね。これで支援員さんは十分になっているんかどうか、そのところで新たな支援員さんを求めなければならんことを思ったときに、すぐ来てもらえるような金額であるんかどうか、その辺のところの把握はされていますか。

もう1点、18条ですけども、大体おおむねというんですか、原則8時間ということで今答弁があったんですけども、これは休みの日ということになると思うので、一般的には休みの日、祝日等で、そのときに朝何時から結局始めるというようなことになるんですか。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 時給900円というのが待遇的にどうなのかということなんですけども、現在町の関係、臨時職員の時間給の平均から見ますと900円というのは低いことではなく高いほうの水準になっております。また、休業日に行う放課後健全育成事業という、この辺の解釈ですけども、これは土日とかそういう形ではなくて長期休暇、夏休みの月曜日から金曜日というような解釈でございますので、御理解いただきたいと思います。

現在8時から午後6時という形で運営をやっております。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第100号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第103号 紀美野町認定こども園条例の制定について

○議長(小椋孝一君) 日程第5、議案第103号、紀美野町認定こども園条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 第7条に、保護者は町長の指定する期日までに保育料を納付しなければならない云々となっていますが、具体的な保育料の徴収というのは今の徴収の方法と、保育所型認定こども園であれば今の徴収の方法と同じなのか変わるのかという、その辺のことをお願いします。

それからもう一つは、認定こども園の設置というのは自治体として義務づけられているのかどうか。もし認定こども園に設置しなくてもいいということがあるのかどうか、そのあたりをお願いします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

保育料、92ページの保育料第7条についての徴収はどうするんだという御質疑だったと思うんですが、今後、国の来年度予算が示された時点で条例の施行規則に保育料を定めていきたいと考えてございます。徴収方法でございますが、現在の保育料の徴収と同じ形で町が行っている保育事業でございますので、同じような形をとっていきたいと

考えます。

それから設置は法律で義務づけられているのかという御質疑でございます。これについては義務づけというふうな形ではないのですが、子ども・子育て支援法が制定された法律でございますので、紀美野町においては幼稚園部門がないという中で条例制定をお願いしたいと考えております。以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 1つは、保育料については今のように町が保育料徴収を行うということで、園長が保護者から保育料を徴収するという方法ではなしに、あくまで町として保育料を徴収したいと。それは現在実施されている保育所と今第1保育所と第2保育所と、それから神野保育所と毛原保育所、この4つの保育所と同じ方法で今後も続けていきたいということだと思っておりますが、そのとおりなのかどうか。

それから設置について自治体として義務づけはされてないけども、我が町には幼稚園部門というのがないので、いわゆる保育に欠けない、これから認定に係る1号認定という人たちが保護者と幼児について通園できるところがないんで、やるんだということなんですけど、いずれにしても今の保育制度がころっとというんか変わってしまうということで、1つは保護者へわかるように、私たち条例をやっても何かようわからない部分があるんで、そういう保護者に対してあなたたちが今まで利用してもらってる第1保育所がこういうふうに変わっていきますよということを丁寧に説明する必要があると思うんですけど、その辺の対応はどうするつもりなのか。

それから、そういうふうに認定こども園に移行する場合の現場の問題があると思うんです。今までは保育ということで一律にやってきたから、それはいわゆる延長保育もあったんですけども、一応一律に保育ということで同じ待遇で同じようにやってきたわけですが、それが変わっていくと。例えば保育部門の子供は2つ認定があって、標準時間と短時間と2つあるわけですね、2号認定で。その場合に1号認定の子供は夕方まで、それと一緒に利用時間にはならないわけです。例えば午後2時になったら、はい、さよならということで、あなた方はここで終わりですよと言って帰してしまうとかいうことで、その後2号認定の幼児だけが残って保育を受けるという形になるんですけど、そういうことに対する現場の戸惑いというのがないのかどうか、その辺にどういうふうに保育現場への周知を行おうと考えておられるのか、その辺のことについて説明をお願いし

ます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質疑でございます。

保育料の問題でございます。法律自体は各園で徴収でございますが、紀美野町の場合は現在町立こども園という形に今後なってきますので、保育料については町が徴収を行っていくという形に、現在の保育所型と同じでございます。

それから法律で決められていないかという質疑だったと思うのですが、特に来年4月から必ずこども園にしなければならないという義務づけはございません。

それから保護者へのPRをどうしていくかという御質疑だったと思うのですが、第1保育所の保護者会を通じて説明会、また広報誌等の説明、それからホームページのPRを行っていきたいと考えております。

それから現場の問題で、1号認定の方が早く帰る、2号、3号が居残りというふうな形で戸惑いはないのかということでございますが、この問題で、お昼を食べてしばらく休憩して2時には帰宅するというのが1号認定の考え方でございます。それから2号、3号につきましては、お昼を食べてお昼寝をして4時半に帰ると、延長保育もございますが、帰るというふうなスタンスでございます。しばらくは混乱するかもわかりませんが、戸惑いをできるだけなくするような形で行っていきたいと考えてございます。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） そしたら確認したいのは、午後2時まで、いわゆる2号認定の幼児が帰るまでは両方1号も2号も同じような保育の提供になるのか。全く一緒のことをやって、1号認定の園児が帰った後で2号認定のための保育所保育となるということなのか、その辺のことをきちっと確認しときたいと思います。これが第1点。

第2点は、今確か第1保育所の保護者ということで説明があったと思うんですけども、認定こども園ということになれば第1保育所の利用の保護者だけではなく、第2保育所は来年度から休園に入ることだったんですが、第2保育所も、それから1号認定に係ると思われる人も含めて町内のそういう対象となる年齢を養育しているというか子育て中の全ての保護者にそういう周知がなかったら困ると思うんで、その辺のことをきちっとやっぱり説明しとかなければならないんじゃないかと思います。

もう一つ気になることなんですが、そうなった場合に保育教諭の資格取得というのが

必要になるわけです。認定こども園は。いわゆる保育士だけの資格だけではなくて幼稚園教諭の資格が必要になってくるわけですが、これは保育教諭というふうに呼ぶそうですが、その資格取得は自己責任で行うのか。つまり自分でお金を出して通って研修に出て幼稚園教諭の資格をとりにいくのか。そうだとすれば、雇用されるときは保育士として募集があつて、それに応募して雇用されているんで保育士資格で結構ですよということで、雇用されているんですけども、それが保育士にだけでは通用しないと、制度が変わったんで幼稚園教員の資格もとってくださいということになると非常にやっぱり不合理というか、本人にとってはそんなつもりではなかったのにということで、自己責任で自分の費用で全てして、自分の時間を使って資格をとりなさいというのはちょっと不合理ではないかと思うんで、その辺についての考え方もお答え願えたらと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

1号認定も2号認定も保育の仕方でございますが、朝から昼2時までと同じ保育の仕方で行います。ただ、お昼を食べてお昼寝時間等がある時期は保育部門のほうはお昼寝時間という形で、1号認定の方につきましてはお遊戯室等で時間を過ごしていただくというふうな形かと考えてございます。それから第1保育所だけのPRではPR不足でないかというふうな御指摘だったと思うのですが、そのとおりかと考えます。第1保育所の保護者会へは十分なPR等を行いたいと思います。それから第2保育所の保護者会へもPRを行いたいと思います。それから神野保育所、毛原保育所の保護者にもこういうふうな制度でこうなりましたというふうな形のお知らせ、PRもあわせて行いたいと思います。

それから保育士資格でございます。認定こども園につきましては、議員おっしゃるとおり4類の認定こども園がございます。幼保連携型、それから幼稚園型、保育所型、地方裁量型というふうな形でございます。今回考えてございますのは、保育型のこども園でございます。保育型でありますので、幼保連携型と認定こども園の違いはどうですかということでございますが、学校としての位置づけは保育所型にはございません。それから認可・認定の権限については都道府県から保育所としての認可、幼稚園機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要になります。

一方、それから保育所型認定こども園においては幼稚園教諭の免許と保育士資格を併

用していることが望ましいですが、併用することが必須とはなっておりません。幼保連携型につきましては議員御指摘のとおりでございます。

それからまた一方、保育所型認定こども園の園長につきましても特に規定はありませんが、運営費の基準において施設長は児童福祉事業に2年以上従事した者、また同等以上の能力を有すると認められている者となってございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第103号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

現在の保育制度というのは、どの子にも保護者の経済状況に関係なく一定水準以上の保育を保障しています。保育所や学童保育は、子育てが困難な保護者にさまざまな支援をしています。保育所型ということでありましたが、認定こども園は利用時間が分かれることから集団での遊びや生活が難しくなります。さらに新制度では保護者の就労時間などを基準にした保育時間となるため子供たちはばらばらになり、生活や遊び、取り組み、行事の中で仲間と一緒に充実感を味わうことが困難になり、保育者は保育の専門家としての専門性が生かしにくいということになりかねません。

国の方針で設置しなければいけないということではなく自主的な設置なんだと、幼稚園部門がないのでということですが、現在まで十分な保育を提供してきた紀美野町にとって、認定こども園というのは今のところ必要のない施設です。したがって、この条例案には反対いたします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１０３号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第１０３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第１０３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第１０４号 紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第６、議案第１０４号、紀美野町立学童保育所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１０４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１０４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０４号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第１０５号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第７、議案第１０５号、紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番 (田代哲郎君) この条例改正案の中に小川保育所の項を削除するという
ことで、あとは第1 保育所を認定こども園に変えるためにこれを削除ということだ
と思いますけども、園児が定数に満たないという保育所で、私たちは反対したんですが、
先ほどの条例の中に小規模保育所A型というのが組み込まれていたと思います。これ
をうまく活用すれば、園児が定数に満たない保育所でも公費で運営を維持することができ
るのではないかと思いますので、小規模保育所を、そういう保育所を運営する活用の仕
方として公的に小規模保育所A型を活用すれば、国からの交付金もありますし、県から
も交付金がありて町は4分の1の費用で運営できますので、そういうことを検討する、
こういうふうに保育所を廃止しなければならないというふうな状況になる前にそういう
形での検討をされる考えがないのかどうか。第1 保育所については今質疑しましたので、
この分については割愛します。以上です。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

小川保育所の廃止でございますが、小規模A型で考えていけないのかという御質疑で
あったと思います。小規模保育所A型というのは、定員6 名から1 9 名以下というふう
な形で、保育担当が保育士というふうな決まりになってございます。小川保育所のまず
は入所児童については御説明したとおりでございますが、2 歳児から5 歳児全員が入園
したと考えた場合、平成2 7 年度では1 4 名、うち福井が1 0 名、それから2 8 年度で
は1 1 名、うち福井では9 名、2 9 年度では1 0 名、うち福井では8 名、3 0 年度では
7 名で、うち福井が6 名であります。約8 0 %の方が福井地区に集中してございます。
地域の児童がふえない限り以上のとおりと予想いたします。

また福井地区の児童全員が第1 保育所とは限りませんが、過去の実績を見た場合、保
護者の通勤途中の利便性や延長保育の観点から見た集団の生活の中で育つことが発達段
階として重要であること等を考え、第1 保育所へ通園される可能性が大であります。

予想で数字的な問題でございます。2 7 年度では1 4 名、うち1 0 名、仮に1 0 名が
第1 保育所へ行った場合4 名の方、それから平成2 8 年度では1 1 名で、うち9 名が福

井地区でございますので3名の方が残るといふうな形で、人数的にも相当少ない人数かと考えてございます。全員が入所希望を出したと想定した場合の数字でございます。A型で考えていくのは無理があるかと考えます。以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） いわゆる小川地区から第1保育所へ通園しているのはこれだけということです。だから多分言われているのは、小川保育所を廃止するについてそういう措置を講じても難しいということであろうかと思います。ただ、ここに提案されているのは小川保育所の廃止の条例ですけども、町長の挨拶の中で第2保育所も来年度から休園すると。どれぐらいの園児があるんですかって言ったら20名に満たない14名程度だということです。ただ、そのように小川保育所は仕方ないにしても、小さい小規模な保育所を維持していこうと思えば、小規模保育所A型という施設に変えれば保育士も職員も全部、保育も全部保育士でやらなければならないし、現在の保育所と全然基準が変わらないわけです。しかも運営費は半分が国から出て、4分の1が県と。町は4分の1だけ出せば運営できると。だからこれから先そういうふうに廃止が迫られるというような、いきなりもうだめだということで廃止しないで、そういう小さな園児の少ない保育園を小規模保育所A型の制度を活用するということも検討課題となるのではないのでしょうかという質疑です。

第1保育所についてはもうそういうふうに変えるから廃止するわけで、これはまた別問題ですけども、小川保育所がそういうふうに廃止されると非常に寂しいということもありまして、将来それと同じようなことが起こる場合にそういうことを考えるべきではないかという質疑です。以上です。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再質疑にお答えをしたいと思います。保育所を維持していくのか子供たちのためを考えるのかというのが一つの大きな争点だと思っています。私は小川保育所の休園を決めたのは、やはり3年、4年、保護者の方々と話をしながら最終的にもうこれでっていうことで保護者の方も納得をし、そして決めたいんです。だから、あくまでも子供たちのためを思ってそうしたと。財政的な面、それはもう二の次に置いていました。

今議員がおっしゃられるとおり、4分の1の経費でそれだけ維持できるやないかと。

ただ、維持するんが目的じゃないんです。子供を育てるのが目的なんです。そしたら将来そうした子供たちが、やはり競争力も持ち、そして友達が多い、そうした保育所で育っていただくのが私は一番ベストじゃないかということで、保護者の方々と話をし、そして小川保育所もそうでした。

また、第2保育所も、これは今はちょっと議案には入っていませんけど、第2保育所もそうしたことで2年、3年話し合いをし、そして子供たちのためにそうしようよということで決めてきたわけでございますので、ひとつそらのところを御理解をいただきたいということでございます。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 今、町長から小川保育所についての答弁もあったんですが、若干確認をしたいと思います。何にしても紀美野町としてもこの小川地区に対するまちおこしというんですか、何としても学校を守ろうという、そういうふうな運動があって、それに対して大きな支援をしてきていると思うんです。そういう中で、その1つの地区の要望だった保育所の再開という、そういうこともあったわけですね。それがそうではなく、いよいよなくしてしまうというふうな決断に至ったわけですが、町長が決断されたということでございますけれども、今の田代議員への答弁で、保護者の皆さん方とお話をしてきたと、こういうことであつたと思うんです。現保護者っていう人々もいますけれども、もう一つは地域として、言うならばまた今後子供を産み育てるというんですか、地域の保護者以外の方々、そのこのところとのそのことに対する合意、その辺はどのように図られたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

まず、今回の提案につきましては小川保育所保護者の方、そして地区の区の皆さん方と話をした中でそうした決定をしまいいりました。そしてその後、経緯を申し上げますと、小川地区の皆さん方から、また要望書として保育所の再開という要望書を持って実

は来られました。そして今そのまちおこしをしていただいている日裏さん以下、皆さん来られたわけですが、そこで私はこうすることで3年間こうして話をしてきたよと、そして皆さん方とも話したでしょうと。それに今これから人数が極端にふえるとかそうしたことじゃなしに、やはり子供たちのことをもっと考えてやるべきじゃないんですかっていう話をさせていただいて、そしてその要望書を出さずにわかったよということで帰られました。それから地区の要望は出されておられません。

そうした経緯の中で今回のこの廃園ということになったわけですが、先ほどの御質疑の中に、これからそれでは福井檜山団地も8戸の町営住宅が今建っております。そんな中で子供たちがふえたときはどうすんのよということも含めた質疑であったと思います。これにつきましては、またふえてきた、また地域にとっても活気が出てきたということであればその時点でまた皆さん方と御相談をさせていただきながら検討していきたい、そういうふうに思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第105号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番 (田代哲郎君) 小川保育所の廃止だけであれば別に反対する理由にはならないのですが、先ほど認定こども園条例に反対したように、第1保育所を廃止して認定こども園に移行することに反対なので、この条例案にも反対せざるを得ないということです。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第105号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第106号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更について

○議長(小椋孝一君) 日程第8、議案第106号、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第106号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第107号 指定管理者の指定について(紀美野町雨山水辺公園)

○議長(小椋孝一君) 日程第9、議案第107号、指定管理者の指定について(紀美野町雨山水辺公園)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第107号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時34分)

再 開

○議長(小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

◎日程第10 議案第108号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)につ
いて

○議長(小椋孝一君) 10、議案第108号、平成26年度紀美野町一般会計補
正予算(第4号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) それでは、歳出のみ質疑させていただきます。

114ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、予防費で委託料、各種予防接種委託料

715万6,000円という計上です。子宮頸がんワクチンの接種とかでいろいろ問題も出ているんですが、これちょっと内容の説明だけお願いいたします。

それから同じ衛生費で、2項清掃費、2目塵芥処理費で備品購入でゴミ収集車183万1,000円という計上があります。説明では軽トラということだったんですが、何台購入するのか、1台だったら180万円というのは非常に高価ですし、特殊な用途で購入するのか、そのあたりのことをお願いします。

116ページで農林水産業費で4項山村振興費、1目山村振興費、19節の負担金、補助及び交付金で42万円の計上です。地域活性化アグリビジネス支援事業補助金ということで、確か農家民泊ということでしたが、農家民泊の現状とこの事業内容の具体的な説明をお願いします。

それから116ページ、同じく土木費です。2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう新設改良費、15節工事請負費で、柴目七山バイパス線改良工事が1,000万円の減額補正になっていますが、この減額の理由説明をお願いします。

9款は教育費で118ページです。これも念のために15節工事請負費、中央公民館トイレ改修工事376万1,000円です。中央公民館のトイレって改修しなければならないほどのトイレとは認識はしていないんですけど、どういう改修工事を行うのかお願いします。

同じく9目の文化センター管理費ですけど、15節工事請負費で、文化センタートイレ、これもトイレの改修工事ということで429万7,000円の計上になっています。文化センターのトイレもそんなに改修が必要なトイレとは認識していませんので、どういう改修になるのか、内容の説明をお願いします。

119ページに移りまして、12款諸支出金、1項の基金費です。財政調整基金費として積立金が3億9,357万4,000円で、この補正が可決された後の足し算でやればわかるんですけど、これが可決された後の基金残高、財政調整基金の残高はどの程度になるのか。以上です。よろしくお願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

114ページ、2目予防費、13節委託料の各種予防接種委託料715万6,000

円の内訳でございます。この予防接種につきましては、1つ目は水痘ワクチンでございます。水ぼうそうでございます。平成26年10月1日より法律が改正されまして、水痘ワクチンの定期接種無料化でございます。2回接種は81名、生後12カ月から36カ月、それから1回接種は本年度のみ特例でございますが82名、生後36カ月から60カ月でございます。

続いて成人用肺炎球菌ワクチンの接種でございます。これにつきましては65、70、75、80、85、90、95、100歳以上、5歳刻みでございますが、8,160円の費用が要りまして、個人負担3,000円を頂戴いたしまして952名を予定してございます。以上、説明を終わります。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 同じ114ページの4款、2項、2目の塵芥処理費、このうちのごみ収集車183万1,000円でございます。この車につきましては現在美里管内のほうで2トンのパッカー車2台とトラック、それから軽トラ1台ということでごみの収集を行っております。軽トラにつきましては、美里管内では非常に道が狭いということで、2トン車等が行けないところはこの軽トラックで回収を行って下までおりてきて積みかえてというふうな形で回収を行っております。今田代議員のほうから金額的に高いのではないかとということでございますが、この軽トラにつきましてはダンプ式の特種車両でございまして、荷台をステンレスでかさ上げした、改良した車となっております。そのために通常よりは高い金額で計上させていただいているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

116ページの5款、4項、1目山村振興総務費の負担金、補助及び交付金でございます。地域活性化アグリビジネス支援事業補助金ということで、認定を受けた農家民泊施設の営業に当たり、食品衛生法、旅館業法、消防法に基づいて必要となる施設整備に支援する事業でございます。事業費につきましては126万1,000円の3分の1と

いうことで42万円となつてございます。

それから現状はどうかということでございましたが、現在県の認定を受けている施設は7戸ございます。その他今後認定を受けようとする方、また応援していただける方ということで8戸ございます。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 116ページの道路橋りょう新設改良費の中の15節工事請負費でございます。柴目七山バイパス線改良工事の1,000万円の減額でございます。この町道につきましては、本年度で当初予算では3,000万円を認めていただきました。本年度で完成をする予定でございます。その工事の発注に際しまして再度詳細な設計をしたところ、側溝の改良区間や橋梁部分の拡幅工法の見直し等で設計金額が大幅にダウンして、1,811万4,000円となりましたので、今回1,000万円の減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) 118ページをお願いします。9款、4項、3目公民館費の中の15節工事請負費の376万1,000円、中央公民館トイレ改修工事であります。これは和歌山県ではおもてなし事業として観光施設整備事業とバリアフリー化を進めております。その中で観光施設整備事業の中でこの事業を取り組んでいきたいと考えています。この事業は平成26年で最終年度ということで、県の2分の1の補助を受けて行う事業でございます。紀美野町も高齢化も進みトイレの和式を洋式にという声もありまして、それを改修していこうということで行う事業でございます。詳細に言いますと、男子の小便器についてはセンサーがついております。これは改良する必要はないということで、11器がございます。それから大便器が6器あって、うち和式が3つ、そのまま残してあとの洋式の洗浄なしを洗浄ありに変えていくということであります。また女性トイレでは和式が10器、洋式洗浄なしが13器の23器あります。その中で、和式を4器残して残りを温水型の洗浄に変えるということで進めております。また身障者のトイレについても温水式の洗浄ありに変えたいと考えています。

済みません、ちょっと訂正させてください。文化センターのほうを言ってしまったんで、申しわけございません。中央公民館につきましては1階2階合わせて全体11器の男子のトイレがあります。それは全部押しボタン式のトイレになっていますので、それをセンサー式に変えるということに計画しております。男子トイレの大便器は、全体で4器のうち1器だけ残して残りを洋式温水洗浄型に変えるということで進めます。女子トイレについては全体で13器、そのうち3器を残して残りを洋式温水洗浄型に変えるということで進めています。この中央公民館については建物自体がかなり古くなってきております。身障者についても温水の洗浄型に変えるということで進めています。ドアがかなり重たくなっているということで、その辺の改良も含めて、またトイレの壁が浮いているところがございますので、それも修理していきたいと考えています。

続いて、9目の文化センターのトイレの429万7,000円であります。先ほどちょっと間違っただけでしたが、男子の小便器について11器はセンサーつきになっておる。6器のうち3器をそのまま残して、洋式温水洗浄ありに残りをする。女性の和式10器、洋式13器のうち23器のうちで、和式4器を残して残りを洋式温水洗浄型に変えるということで進めていきたいと思っております。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 田代議員の御質疑でございます。

119ページ、12款諸支出金、1項、1目財政調整基金費、本補正後の残高という御質疑でございました。本補正後の残額につきましては13億8,215万4,000円でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) 肺炎球菌ワクチンですが、65歳から初めて5歳とびで接種するということで、それは有効期間が5年間とかあるからということなのか、それはどうなっているのか。それと今70を過ぎている人は75歳まで受けられないということで65歳を過ぎたら70歳まで受けられないということですかね。5年とびでというのはそういうことで5年間ワクチンの効果があるということでされるのか。

それから水痘の定期接種で、水痘というのは御存じのとおり大人になってからヘルペ

スを起こすウイルスなんですけども、これにかからないようにって、水痘にかかったことのある人がヘルペスを発症するんですが、この水痘ワクチンの接種状況というのは今年からなんですかね、失礼いたしました、接種状況はまだ実施していないので質疑しません。

それから、あとトイレのことで文化センターのトイレというのは、僕はあそこ入ったことがないんでわからないですけど、楽屋のトイレというのはあるのかどうか、あればその分についての改修というのはないのかどうか、ちょっとその辺だけお聞かせください。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質疑にお答えしたいと思います。

成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種かでございます。5年刻みで65歳、70歳、75歳、5歳刻みで、100歳は以上でございますが、合計が952名という数字もあります。この5年刻みは予防接種の効能の関係かという御質疑だったと思うんですが、国の法律どおり5年刻みで行うというふうなことが書かれてございます。当町も国の基準のとおりに行いたいと考えてございます。以上で終わります。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 文化センターの控え室のところにトイレがないのかということでありました。実際はあります。男女ともあります。男子のほうは小便器と大便器1つずつ、女子のほうは2器あります。それも改修していきたいと考えています。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） それでは、若干質疑したいと思います。

1つは114ページ、先ほど衛生費の2つについて、清掃費とそれから保健衛生費であつたんですが、保健衛生費の環境衛生費、先ほどありました美里簡水の特定財源、財源内訳、これでその他が1,120万円の減額になっていますけども、これについての説明をお願いしたいと思います。

またその下の清掃費の中の塵芥処理のその他850万円の減額について、お聞かせいただきたいと思います。

それから、その下にあります農林水産業費の中の農業費の農業委員会費で農地台帳システム改修委託料というのは190万余しあります。

またその下の賃金14万5,000円、これについてお聞かせいただきたいと思います。

それから続きで悪いんですが、農業費の農林水産業費で、ここで雨山関係で浄化槽の手数料等が入っておりますが、これ、今まで使ったりもしてきていると思うんですが、これはどういうふうにやってきたのかお聞きしたいと思います。そして負担金、分担金で多面的機能の支払交付金の負担金50万円、これについてもお聞かせいただきたい。

それからめくっていただいて116ページ、商工費、このところで観光費がございまして、説明では観光パンフレットとそれから山の家 of 修繕料ということで上がっているように聞きます。これについて何であるのか。水道云々の話があったかと思うんですけども、山の家で遊具があるんですね。遊具が壊れてきていると、この辺についてどうされるのかお聞きしたいと思います。

それから学校関係なんですが、教育費の教育総務費で小川小学校、確かそういうふうに説明があったと思いますけども、教育諸費の中のフィールド整備委託料、これについてと、それからその下の教育費の中の小学校費で学校管理費の修繕料、これについてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

まず114ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費でその他のところで財源内訳が1,120万円の減額となっておりますことに対する御質疑にお答えをいたします。まず当初、このその他の財源でありますけれども、地域元気臨時交付金というのがございまして、これを充ててございました。それを充ててあったんですけれども、がんばる地域交付金に振りかえると。国庫支出金のほうで3,500万円であるんですが、それを地方債と地域の元気臨時交付金を初めそれに充てておったんですが、それを減らしまして、がんばる地域の交付金に置きかえたということで御理解を賜りたいと存じます。

それからその下の塵芥処理費で850万円減額となっております。この850万円に

つきまして、財源につきましては地域の元気臨時交付金を当初充ててございました。その中でまず野上地区の塵埃処理場の整備工事費ということで8,000万円を減額いたしております。それとごみ収集車の購入、パッカー車なのですが、これについても50万円減額して、それが8,500万円ということでございます。財源振替ということで御理解を賜りたいと存じます。

ちょっと言いそびれたんですが、戻っていただきまして4款の衛生費でありますけれども、これは地域の元気臨時交付金を充てておったということなのですが、これにつきましては紀の海広域施設組合の負担金等の財源として充てておったものであります。それを振りかえたということで御理解を賜ります。以上でございます。

失礼いたしました。単位を間違えました850万円ということでございます。800万円につきましては野上地区の塵埃処理場の整備事業費、それからパッカー車に50万円ということで、2つ合わせて850万円、最初財源として地域の元気臨時交付金を充てておったんですけれども、がんばる地域交付金のほうに振りかえたということで御理解をお願いいたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 美濃議員の質疑にお答えいたします。

114ページの5款、1項、1目農業委員会の委託料199万8,000円の農地台帳システム改修委託料ですけれども、経営規模を拡大したい担い手農家や今後農業を始めたい新規就農者への農地集積を賃貸で進める農地中間管理事業が7月からスタートしてございます。和歌山県の農業公社を農地中間管理機構に指定しまして、農協が窓口となって農地の相談受け付けを行い、農地中間管理機構が受けて農家に貸し付けを行うものでございます。借り手を年4回公募を行い、貸し手との調整を行い、そのための農地の貸し手、借り手の情報を全国統一した農家台帳及び地図の情報の基本台帳システムを構築するものでございます。国費10分の10となっております。

それから3目の農業振興費、7節賃金14万5,000円ですけれども、多目的機能支払事務として臨時雇用1月間、取りまとめのために予定してございます。

それから115ページの役務費、13節の委託料、雨山公園の浄化槽関係ですけれども、現在は休止してございます。それで10月から指定管理、先ほど認めていただいた

んですけれども、指定管理者に渡すことから、半年分の浄化槽の維持管理手数料でございます。

それから19節負担金、補助交付金の50万円でございますが、多面的機能支払交付金負担金ということで、農道・水路の維持管理や農村風景の維持などに使用できる多面的機能支払交付金を協定面積に応じて5年間活動する団体組織に交付する事業でございます。26年度におきましては和歌山県農地水環境保全向上対策地域協議会が実施主体となりまして、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担金で実施集落に交付されるものでございます。その町負担金の4分の1の50万円となっております。

それから116ページの商工費、1項、2目観光費の需用費の210万円でございます。印刷製本費で観光ガイドマップの作成ということで100万円計上させていただいております。18年に合併して以来一度も作成されておらず、修正修正で来ておるんですが、現状とちょっと合わなくなってきております。そのための作成でございます。

それから修繕料110万円でございますが、生石山の家給水ポンプです。夏場雷がかなりの回数で落ちていまして、基盤であったりポンプであったり壊れてまして、2機あるんですけれども1機がちょっと動かない状態でありますので、水のことでございますので修繕をしたいと考えてございます。

それから遊具ですけれども、議員言われますとおり遊具が傷んでいまして大変危ない状況になっていきますので、一応今のところは撤去を目標に考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

○総務課長 (牛居秀行君) 済みません、ちょっと訂正です。先ほどお答えさせていただいた1,120万円の減額の財源のところ、私、紀の海広域施設組合の負担金と申し上げましたけれども、正しくは五色台の負担金でございます。訂正しておわびいたします。

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 117ページの9款、1項、3目の教育諸費の13節委託料で、フィールド整備委託料についての御質疑でございます。元気な森の子事業ということで、県の事業でございます。中身的には森林体験、特に間伐体験というこ

とになっております。このフィールドの整備委託料につきましては、その現場の事前なり事後の現場の整備を行うということに對しまして委託をするということでございます。

次に、同じく9款、2項小学校費の1目の学校管理費の需用費で修繕料10万9,000円、これにつきましては小川小学校の給食室に給湯器があるんですけど、そこからの配管が漏れております。そのため、その修理ということで費用を上げさせていただいております。以上でございます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) 今答弁をいただきました。総務課長のあれがありまして、114ページの下に農業費なんですが、農地台帳はちょっと問題もありそうな、今大企業が土地をやっていこうという、農業に関する安倍政権の大きな問題がからんでいるように思いますが、それは置いて、とりあえずその臨時雇用、もう一度説明願いたいと思います。多目的に使われていくような、そういうふうな話でございましたけれども、そのところについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、その下の負担金補助、そこでの50万円で、この事業については大きな負担がないんですね、地域に対して。これについてもう少し説明を願いたいと思うんですが、これでの実際に実施していく上で地域にとっても問題があるかというふうに思いますが、これについてもう一度説明お願いしたいと思います。

それから雨山の休止しておったということなんですけれども、この間に例えば桜祭り等も使っておりましたけれども、そういうところにはここをあけて利用するという、トイレを利用するというふうなことはされておったのかどうか、それはどうですか。お聞かせ願いたいと思います。

それと116ページの観光費の生石山なんですけれども、遊具の撤去をするんだということで進めているようでございますけれども、あとああいいうふうに自然の中で遊べばいいんですけれども、1つしかなかった遊具だと思いますので、とった後について何か考えておられるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。以上、よろしく願います。

○議長(小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

○産業課長(大窪茂男君) 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

114ページの農業振興費の臨時雇用の賃金でございます。多面的機能支払交付金と

いうことで、去る５月２１日に紀美野町の４７集落において代表者に集まっていたいで、事業の説明をさせていただきました。それで、この事業に取り組もうかということで、紀美野町に７集落が今活動を予定されてございます。そのための支払いに対する事務に対して１月取りまとめということで、臨時雇用を考えてございます。

それから１１５ページの負担金、補助及び交付金の５０万円ですけれども、国の補助が２分の１、県４分の１、町が４分の１ということで、農家の負担はございません。内容ですけれども、農地の維持支払いということで、通常の日常管理の農道の草刈りであるとか水路の泥上げであるとかいう日常管理に農地維持支払いで、田んぼについては１０アール当たり３,０００円、それから畑については１０アール当たり２,０００円ということで交付されるものでございます。

それから雨山の浄化槽ですけれども、休止はしておりましたが、花祭り等１日ということでございますので、休止した状態で１日使用させていただいたところでございます。

それから１１６ページの山の家生石の遊具ですけれども、大変傷んでおります。これで危ないので一応撤去を考えておりますが、その後のことについては指定管理者とも今後協議をして検討していきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） １１５ページの多面的機能、この５０万円について今もお話がありましたが、以前回覧板で回ったと思うんですけども、この田んぼ３,０００円、畑２,０００円と、こういうふうな形で取り組む。しかも全体５０万円ですか、さっきの説明では７地区と。１地区７万円ですよ。そうなってくるとないよりはましということになるんか知りませんが、もう少し維持管理を進めていく上でもそのところをふやしていくということではできないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

説明会を行い、回覧板を回し、地区で７集落が名乗り上げてございます。確かに１０アール当たり３,０００円というのは高価な額ではございませんが、中山間地域の直接支払い、現在行っているところでございます。これについては２６年で３期目が終了となり、２７年度からまた４期目が始まると聞いてございます。この中にも活動費というものもございますので、これらと組み合わせながらうまくいけるように考えたいと思って

ございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１０８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１０８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１０９号 平成２６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１１、議案第１０９号、平成２６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１０９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１０９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１１０号 平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算
（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１２、議案第１１０号、平成２６年度紀美野町介護
保険事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１１０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１０号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１１１号 平成２６年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予
算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１３、議案第１１１号、平成２６年度紀美野町美里
簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 陳情第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について

○議長(小椋孝一君) 日程第14、陳情第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、議題とします。

陳情について、委員長の審査経過、結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇)

○総務文教常任委員長(伊都堅仁君) ただ今から総務文教常任委員長報告を行います。

付託を受けております陳情第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、慎重に審査を行いました、その結果を御報告します。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独特の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年、2006年12月に採択された国連の障害者権利条約、条約第8号には、「手話は言語である」ことが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」

と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を求めなければなりません。

これらのことから、国及び政府に対して、「手話言語法制定を求める意見書」を提出することが必要であります。

以上により、陳情第3号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから陳情第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

陳情第3号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第15 発議第5号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）について

○議長（小椋孝一君） 日程第15、発議第5号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）について、議題とします。

提案理由の説明を願います。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇)

○総務文教常任委員長（伊都堅仁君） 発議第5号提案理由説明 平成26年9月

19日

発議第5号、平成26年9月19日、紀美野町議会議長、小椋孝一様

提出者、紀美野町議会総務文教常任委員会委員長、伊都堅仁

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14号第3項の規定により、提出します。

それでは、発議第5号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）の提案理由について、説明申し上げます。

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独特の語彙や文法体系を持つ言語で、聾者にとって、コミュニケーションの手段として必要不可欠な言語です。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年に採択された国連の障害者権利条約（条約第8号）には、「手話は言語」であることが明記されており、平成23年に成立した「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけているところです。

これらのことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を求めなければなりません。

以上のことから、国及び政府に対して、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）を提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

国においては、平成23年8月に、「障害者基本法」を改正し、同法第3条では「全

ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、また同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけているところであります。

さらに、我が国は、平成18年12月に国連にて採択された「障害者の権利に関する条約」を本年1月に批准し、同条約には「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されているところである。

以上のことから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、環境を整備し、さらには、手話を言語として普及、研究できる環境を整備することを国として実現する必要がある。

よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

和歌山県海草郡紀美野町議会

以上であります。

（総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから発議第5号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これでは討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員の派遣について

○議長(小椋孝一君) 日程第16、議員の派遣について、議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第128条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(総務文教常任委員会)

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(産業建設常任委員会)

◎日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○議長(小椋孝一君) 日程第17、日程第18及び日程第19、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条・第74条及び第

75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条・第74条及び第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第20 委員会の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（小椋孝一君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査の申し出について、議題とします。

平成25年度、紀美野町決算審査特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第89号から議案第98号までの10件については、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査と申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（小椋孝一君） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 3時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月19日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 松 尾 紘 紀

議 員 上 柏 皖 亮